九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

[082_02-03] 法政研究表紙奥付

https://hdl.handle.net/2324/1560252

出版情報：法政研究. 82 (2/3), 2015-12-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

九州大学教授　木佐茂男　先生

木佐茂男教授は、一九五〇年一〇月に島根県で生まれ、一九七三年島根大学文理学部法学科卒業、一九七五年京都大学大学院法学研究科修士課程修了、一九七八年同研究科博士課程を単位取得退学後、同年、近畿大学に専任講師として採用された後、一九八二年に北海道大学助教授に採用、一九八八年に同大学教授に昇任され、二〇〇〇年四月、九州大学教授として着任された。この間、一九八五年から二年間、ドイツ・ミュンヘン大学に留学され、一九九一年には、北海道大学から博士（法学）を授与されている。また、二〇〇八年北海道大学名誉教授、同年中国人民大学客員教授、二〇〇九年九州大学主幹教授となられている。

木佐先生は、行政法学全般を研究対象とされ、なかでも、地方自治法、行政争訟制度、司法改革、公務員の法教育の領域において顕著な業績を残されている。その特色は、いずれの研究でも、現実・現場から学界の通念や通説の意味内容を、根本的に洗い直すことにある。さらに、そうした現実・現場を起点とした研究が、制度や政策の改革に反映・結実していること、すなわち研究の実践性の高さも、先生の業績の顕著な特色である。

たとえば、地方自治法の分野では、経済史学・歴史学の成果をも幅広く渉猟した「プロイセン＝ドイツ地方自治法理論研究序説」から出発された研究は、ドイツの地方自治現場を徹底的に歩いてまとめた『豊かさを生む地方自治』へと昇華した。その内容は、全国初の自治基本条例である北海道「ニセコ町まちづくり基本条例」に反映されるなど、先生の研究と実践は、一九九〇年代後半以降の地方自治現場の法実務改革を下支えしてきた。

また、行政争訟制度に関し、旧西ドイツにおける司法改革の実際をつまびらかにまとめた、留学の成果である「開かれた裁判所と行動する裁判官」は、『判例時報』連載当時から裁判官・弁護士らに大きな影響を与えた。同論文を写真付きで単行本化した『人間の尊厳と司法権』の刊行に伴い、ラウンド・テーブルの導入など、全国各地で司法改革へのうねりが加速した。また、同書は台湾の現職裁判官らに広く読まれ、台湾の司法改革に結実した。その功績により、先生は、二〇〇五年にアメリカのスカリア判事に次いで、台湾司法院（憲法裁判所）の二人目の国賓として招待されている。同書を原作とし、先生が製作に直接関わった記録映画『日独裁判官物語』は、四つの賞を受賞している。

先生の研究成果とその諸改革への反映は、ほかにも膨大な数にのぼる。また、先生の指導の下で、多数の研究者、法律家、行政実務家が輩出している。さらに、先生の実践性志向は、本学の附属弁護士事務所であり、本学法科大学院教育にとって重要な九州リーガル・クリニック法律事務所における先生の弁護士活動にも現れている。

このようにご活躍されている先生が定年を迎えられるにあたり、心から感謝の意を込めるとともに、今後の先生のご活躍とご健勝を祈念して、本号を献呈する。